

松田町英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町が指定する英語検定（以下「英検」という。）の受験機会の拡大を目指し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、英検を受験する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、松田町英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒 町内在住であり、町内外関わらず小中学校へ通学する小学校1年生から中学3年生までをいう。

(2) 保護者 親権者、未成年後見人、その他当該児童生徒を養育している者をいう。

(3) 検定料 検定を実施する機関が定める検定料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、検定を受験した児童生徒の保護者とし、申請は、当該年度で児童生徒1人につき1回限りとする。

2 前項の申請は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではできないものとする。

(補助対象検定)

第4条 補助の対象となる検定は、別表に定める検定とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、検定料の額とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、松田町英語検定料補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、英検の受験日から30日以内に町長に提出しなければならない。

(1) 検定料の支払を証する書類の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請があったときは、速やかに審査し、松田町英語検定料補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項により補助金の交付を受けることとなった申請者は、申請した検定の受験結果発表後から30日以内に、松田町英語検定料補助金交付請求書(第3号様式)により受験結果を報告し、補助金を請求するものとする。

4 本補助金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第17号の規定により、実績報告及び補助金の額の確定の手続きを省略する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

検定名	実施期間
実用英語技能検定	(公) 日本英語検定協会
英検S-CBT	(公) 日本英語検定協会
英検S-interview	(公) 日本英語検定協会